

参考資料3

山陽小野田市公立大学法人評価委員会会議公開実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山陽小野田市公立大学法人評価委員会運営規程（以下「規程」という。）第6条第2項に基づき、山陽小野田市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会開催の周知方法)

第2条 会議の日程、審議項目、会場及び傍聴手続については、あらかじめ山陽小野田市ホームページで公表する。

(傍聴定員及び配付資料)

第3条 傍聴者の定員は、会議の開催に際しあらかじめ委員長が定める。

2 傍聴者に対しては、原則として当日委員会に提出される資料を配付する。

(傍聴手続)

第4条 傍聴希望者（報道関係者を除く。以下同じ。）は、原則として先着順に受け付ける。ただし、傍聴希望者が多数にのぼると見込まれる場合は、抽選の方法によることができる。

2 傍聴希望者は、委員長が定める日までに事務局に氏名、電話番号その他必要な事項を申し出るものとする。ただし、当日傍聴希望があつた場合で、傍聴予定者が傍聴定員に達していないときは、傍聴を認めるものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号いずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器又は危険のおそれあるものを持っている者
- (2) 酒気を帶びていると認められる者
- (3) 旗、のぼり、プラカードその他気勢を示すおそれのある物を持っている者

- (4) その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者
(傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならぬ。

- (1) 異様な服装をしないこと。
- (2) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (3) 飲食又は喫煙しないこと。
- (4) 議場における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (5) 静かに傍聴し、私語、談笑、携帯電話の使用その他議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影、録画、録音等の禁止)

第7条 傍聴者は、傍聴席において写真撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者はこの限りでない。

(秩序の維持)

第8条 傍聴者が前3条の規定に違反し、会議の公正かつ円滑な遂行を妨げた場合には、委員長は当該傍聴者に対して退場を命ずることができるとする。

附 則

この要領は、平成28年1月12日から施行する。

(参考)

山陽小野田市情報公開条例に規定する非公表情報

- 1 法令、条例等により公開できない情報
- 2 個人情報
- 3 法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益が損なわれる情報
- 4 生命・身体・財産等の保護、犯罪予防その他の公共の安全の確保・維持に支障が生ずるおそれがある情報
- 5 市、関係機関との間における審議、検討、調査研究等に関する情報で、公開することにより、著しい支障が生ずるもの
- 6 市が行う検査、監査、訴訟、入札、用地買収その他の事業に関する情報で、公開することにより、著しい支障が生ずるもの
- 7 市、国等との間における協議、以来等により作成・取得した情報で、公開することにより、公正・適切な執行に著しい支障が生ずるもの